

# 郵送による療養費申請について

～治療用装具／補装具を作成した場合～

★下記の必要書類が揃っているか、ご自身でチェックをしてお送りください。

国民健康保険療養費支給申請書 ※記入例があります。

⇒申請者欄、振込先は世帯主になっていますか？

治療用装具を必要とする医師の証明書・意見書（原本）

治療用装具を購入した際の領収書（原本）

⇒明細書が領収書と別にある場合は、明細書も合わせてお送りください。

世帯主の身分証コピー

※顔写真つき身分証の場合1点（免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカードなど）

顔写真なし身分証の場合2点（保険証、年金手帳、介護保険証、住民票など）

★不備・不足がある場合、書類を返送させていただく場合がありますので、ご了承ください。

---

## ★注意事項

- ・領収日の翌日から2年が経過すると、申請できなくなりますのでご注意ください。
- ・ご申請から支給まで約3か月かかります。
- ・証明書、意見書の記載事項に不足があった場合、区より医療機関に書類の修正を依頼することがあります。書類の修正に時間がかかった場合、支給まで3か月以上かかります。その場合お電話でご連絡させていただきます。
- ・その他ご不明点があれば、下記問い合わせ先までご連絡ください。



しんじゅく健康フレンズ

★申請先・問い合わせ先

〒160-8484

東京都新宿区歌舞伎町1丁目4番1号

新宿区 医療保険年金課 国保給付係

03-5273-4149（直通）